

7 資 審 第 25 号

令和 7 年 10 月 22 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

令和 7 年 4 月 14 日付け 7 消安第 248 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは適当と認める。

チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統

7 資 審 第 3 9 号
令和 7 年10月22日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

飼料添加物の指定の取消並びに基準及び規格の廃止に係る諮問について（答申）

令和 7 年10月16日付け 7 消安第4178号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項の規定に基づき飼料添加物として指定されている亜鉛バシトラシン及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムの指定を取り消すことは、適当と認める。
- 2 法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められている飼料及び飼料添加物に係る基準及び規格のうち、亜鉛バシトラシン及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムに係る基準及び規格を廃止することは、適当と認める。
- 3 その他所要の改正を行うことは、適当と認める。